



保福第178-4号
令和4年7月5日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部
保健医療福祉課長

医療関係の通知等について(依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。
今般、厚生労働省医政局地域医療計画課から別紙のとおり事務連絡がありました。
ついては、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、関係職員及び医療機関へ周知して
くださるようよろしくお願い申し上げます。
なお、鹿児島県医師会、鹿児島県（市郡）歯科医師会、鹿児島大学病院、医療法人徳洲
会が開設する病院・診療所へは別途依頼しました。

○ 通知等を掲載する県ホームページアドレス

ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 医師・医療機関 > 行政情報（通知など） > 令和4年度（上半期）
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/r4tuutikami.html>

問合せ先
保健医療福祉課 医務係
TEL : 099(286)2707

事務連絡
令和4年7月4日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

通信障害発生時における通信手段の確保について

令和4年7月2日(土)未明から続いているKDDI株式会社の通信回線における大規模な通信障害により、音声通話やデータ通信が利用しづらい状況が続くなどの影響が生じているところです。

通信回線は、電気や水と同様に、医療提供を行う上での重要なライフラインであることから、通信障害が発生した場合でも、診療等に影響が生じることがないよう、平時から体制を整備していく必要があります。

各都道府県においては、管下の医療施設等に対して、例えば、

- ・ 医療施設における休日夜間の診療体制を維持するため、職員との連絡手段を確保すること
- ・ 患者からの電話を受信できるよう複数の通信手段を確保し、受信可能な電話番号をホームページで掲載するなどの体制を整備すること
- ・ 在宅医療や訪問看護などを実施している医療施設等において、当該医療施設等が利用している連絡手段が使用できない場合は、固定電話等の代替的な連絡先を患者等に伝えること
- ・ 特にリスクの高い在宅患者等について、患者等との連絡がとれない場合には、別の連絡手段を確保することや、頻回な訪問等による安否確認を行うこと

など、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努めていただきたい旨、周知をお願いいたします。